

太田市まちづくり基本条例の改正（令和元年6月）

●改正経過・概要

- ・ 無作為抽出型の公募により選出された平成29年度太田市住民協議会の市民委員を中心に「まちづくり基本条例見直し検討委員会（太田まちづくり市民会議）」を組織し、平成29年11月から平成30年1月にかけて条例の見直しについて検討を行い、平成30年3月に提言書が提出されました。
- ・ 提言書の内容を踏まえ、庁内での検証、市民への意見公募、市議会との意見交換を経て、以下改正内容のとおり条例の一部を改正しました。

（主な改正の概要）

1 主権者としての市民について（第4条基本「基本原則」）

本条例では、まちづくりの主体として市民が規定されていますが、市民には、「主権者としての市民」、「協働してまちづくりを推進するパートナーとしての市民」、「行政サービスの利用者としての市民」の3つの立場があると考えられます。

いずれの立場も重要ですが、「主権者としての市民」は行政や市議会より上位の存在であり、この立場を明確にするため、第4条に定める基本原則において、「市民の意思に基づき」の前に「主権者である」を加えました。

2 情報共有のあり方について（第6条「説明責任」）

情報共有という観点において、行政及び市議会は単に情報を市民に提供するのではなく、市民視点に立ってよりわかりやすく情報を提供する努力が必要であると考えられることから、第6条の説明責任において、「わかりやすく説明します」の前に「市民視点に立ち、」を加えました。

3 コミュニティのあり方について（第8章「地域コミュニティ」）

コミュニティは「心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織及び集団」（第22条第1項参照）であり、地域に限定されたものだけでなく、子育て、介護などテーマ別のコミュニティも存在することから、第8章のタイトルを「地域コミュニティ」から「コミュニティ」に改めました。

4 字句等の修正について（第3条「言葉の意味」 他）

4.1 「市の執行機関」、「行政」、「市」について（第3条「言葉の意味」 他）

第3条において、「市の執行機関」を定義していますが、同様の意味で「行政」や「市」と表現している条文もあり、統一性がないことから、また、市民へのわかりやすさを重視して作られた本条例の主旨を考慮して、一般的に用いられている「行政」へ表現を統一しました。

4.2 「参画」について（第4条「基本原則」、第9条「参画と協働」）

第3条において、「参画」を定義していますが、第4条第1号と第9条第1項において同様の意味で「参加」と表現されているため、これを「参画」に改めました。

4.3 条文の主語について（第4条「基本原則」、第10条「参画への保障」）

主語がない第4条第5号について、「市民、市議会及び行政」を主語とすることが適当であると考えられるため、主語として加えました。また、参画への保障について定めた第10条第2項において、現行条例では「市」または「市の執行機関」が主語となっており、行政が主体となって取り組むことと規定されていますが、市民の代表である市議会においても積極的に自らの活動に市民参画を図る必要があると考えられるため、主語に「市議会」も加えました。

●改正内容

改正後	改正前	備考
<p>目次 （略）</p> <p>第8章 ____コミュニティ（第22条・第23条）</p> <p>第9章 行政及び<u>市議会</u>の役割と責務（第24条—第26条）</p> <p>（略）</p> <p>（条例の最高規範性）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 <u>行政</u>____は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。</p> <p>（言葉の意味）</p> <p>第3条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「<u>行政</u>____」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会</p>	<p>目次 （略）</p> <p>第8章 <u>地域</u>コミュニティ（第22条・第23条）</p> <p>第9章 行政及び__議会の役割と責務（第24条—第26条）</p> <p>（略）</p> <p>（条例の最高規範性）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 <u>市の執行機関</u>は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。</p> <p>（言葉の意味）</p> <p>第3条 この条例で使われている言葉の意味は、次のとおりとします。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 「<u>市の執行機関</u>」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委</p>	<p>令和元年6月 市議会可決</p>

及び消防長をいいます。

(3) (略)

(4) 「協働」とは、市民、市議会及び行政_____が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

(基本原則)

第4条 わたしたちの自治は、主権者である市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

(1) 市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参画することが保障されなければなりません。

(2) 行政_____及び市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。

(3) 市民、市議会及び行政_____は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。

(4) 行政_____及び市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。

(5) 市民、市議会及び行政は、市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。

(6) 市民、市議会及び行政は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

(説明責任)

員会及び消防長をいいます。

(3) (略)

(4) 「協働」とは、市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

(基本原則)

第4条 わたしたちの自治は、_____市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

(1) 市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参加することが保障されなければなりません。

(2) 市の執行機関及び市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。

(3) 市民、市議会及び市の執行機関は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。

(4) 市の執行機関及び市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。

(5) _____市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性及び能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。

(6) 市及び市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

(説明責任)

第6条 行政 及び市議会は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、市民視点に立ち、わかりやすく説明する責務を有します。

(情報の収集及び管理)

第7条 行政及び市議会は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

第8条 行政及び市議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

(参画と協働)

第9条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参画する権利を有します。

2・3 (略)

(参画への保障)

第10条 (略)

2 行政及び市議会は、市民の意見がまちづくりに反映され、参画する機会が保障されるよう、市民の意見を踏まえ多様な参画制度を整備しなければなりません。

(協働)

第11条 行政 は、市民のまちづくりにおける役割を重視し、市民及び市議会との協働によるまちづくりを行います。

(意見公募)

第6条 市の執行機関及び市議会は、市の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。

(情報の収集及び管理)

第7条 市 は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

(個人情報の保護)

第8条 市 は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

(参画と協働)

第9条 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有します。

2・3 (略)

(参画への保障)

第10条 (略)

2 市の執行機関は、市民の意見がまちづくりに反映され、参画する機会が保障されるよう、市民の意見を踏まえ多様な参画制度を整備しなければなりません。

(協働)

第11条 市の執行機関は、市民のまちづくりにおける役割を重視し、市民及び市議会との協働によるまちづくりを行います。

(意見公募)

第12条 行政は、重要な条例、計画等の策定に当たり、事前に案を公表し、広く市民の意見及び提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 行政は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。

3 行政は、市民から提示された意見及び提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

(財政に係る中長期計画の策定)

第14条 行政及び市議会は、総合計画の策定に当たり、中長期的な歳入予測及び歳出計画を立て、次の世代に大きな負担を残さない財政健全化の方針を維持しなければなりません。

2・3 (略)

(評価の実施)

第20条 行政は、主要な事業について事前及び事後に評価し、その結果を公表します。

2 (略)

3 市民は、行政が行っている政策、事業及び業務に対し評価することができます。

4 行政は、前項の評価を政策に反映するように努めます。

第8章 コミュニティ

(コミュニティの役割)

第22条 (略)

2 行政及び市議会は、コミュニティ活動の自主性及び自

第12条 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見及び提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。

2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。

3 市の執行機関は、市民から提示された意見及び提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

(財政に係る中長期計画の策定)

第14条 市は、総合計画の策定にあたり、中長期的な歳入予測及び歳出計画を立て、次の世代に大きな負担を残さない財政健全化の方針を維持しなければなりません。

2・3 (略)

(評価の実施)

第20条 市の執行機関は、主要な事業について事前及び事後に評価し、その結果を公表します。

2 (略)

3 市民は、市の執行機関が行っている政策、事業及び業務に対し評価することができます。

4 市の執行機関は、前項の評価を政策に反映するように努めます。

第8章 地域コミュニティ

(コミュニティの役割)

第22条 (略)

2 市の執行機関及び市議会は、コミュニティ活動の自主性及び自

立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援を行います。

(住民自治組織)

第23条 (略)

2 行政_____及び市議会は、住民自治組織の諸活動を尊重し支援するよう努めます。

第9章 行政及び市議会の役割と責務

(市長の役割と責務)

第24条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に職務に当たり、市民の信託に応え、この条例に基づいてまちづくりを進めます。

(行政の役割と責務)

第25条 行政_____は、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行に当たります。

2 行政_____の職員は、まちづくりの専門家として、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に努めるとともに、全体の奉仕者としてこれに必要な知識、技能等の向上に努めます。

(市議会の役割と責務)

第26条 (略)

(安全安心の環境整備と防犯活動)

第27条 行政及び市議会は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、県及び市民と連携し、犯罪の温床となるような地域を作らないよう環境整備を行い、また、市民の要望に応じて防犯活動の推進に積極的に努めます。

2 (略)

立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援を行います。

(住民自治組織)

第23条 (略)

2 市の執行機関及び市議会は、住民自治組織の諸活動を尊重し支援するよう努めます。

第9章 行政及び__議会の役割と責務

(市長の役割と責務)

第24条 市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に職務にあたり、市民の信託に応え、この条例に基づいてまちづくりを進めます。

(行政の役割と責務)

第25条 市の執行機関は、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。

2 市の執行機関の職員は、まちづくりの専門家として、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に努めるとともに、全体の奉仕者としてこれに必要な知識、技能等の向上に努めます。

(__議会の役割と責務)

第26条 (略)

(安全安心の環境整備と防犯活動)

第27条 市_____は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、県及び市民と連携し、犯罪の温床となるような地域を作らないよう環境整備を行い、また、市民の要望に応じて防犯活動の推進に積極的に努めます。

2 (略)

(危機管理)

第28条 行政及び市議会は、災害等に際して市民の身体、生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援によって、総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めます。

2 (略)

(子育てと子どもにやさしいまちづくり)

第29条 行政及び市議会は、子育てに社会が共同で参画し、安心して出産や子育てができる環境整備を進め、全ての子どもたちが、良い環境のもとで、健やかに成長できるように努めます。

2 (略)

(青少年に対する環境整備と育成)

第30条 行政及び市議会は、青少年をとりまく環境の整備に努め、支援団体等の活動に対し支援します。

2 (略)

(高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり)

第31条 市民、市議会及び行政は、高齢者や障がい者が生きがいを持ち、安らかに暮らせる地域社会をめざします。

2 行政及び市議会は、ボランティアをはじめとする地域福祉を支える市民の取組を積極的に支援します。

(環境と共生するまちづくり)

第32条 行政及び市議会は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐために市民、企業等と協働して必要な施策を講じます。

2 (略)

(危機管理)

第28条 市は、災害等に際して市民の身体、生命及び財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携及び相互支援によって、総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めます。

2 (略)

(子育てと子どもにやさしいまちづくり)

第29条 市は、子育てに社会が共同で参画し、安心して出産や子育てができる環境整備を進め、すべての子どもたちが、良い環境のもとで、健やかに成長できるように努めます。

2 (略)

(青少年に対する環境整備と育成)

第30条 市は、青少年をとりまく環境の整備に努め、支援団体等の活動に対し支援します。

2 (略)

(高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり)

第31条 市は、高齢者や障がい者が生きがいを持ち、安らかに暮らせる地域社会をめざします。

2 市は、ボランティアをはじめとする地域福祉を支える市民の取り組みを積極的に支援します。

(環境と共生するまちづくり)

第32条 市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐために市民、企業等と協働して必要な施策を講じます。

2 (略)

(活力ある豊かなまちづくり)

第33条 行政及び市議会は、市民の協力を得て、市民生活の基盤である地域企業、地場産業や地域に根ざす利便性の高い商業の発展を含め産業振興に必要な施策を講じます。

2 行政及び市議会は、市民の協力を得て、地域農業振興のため地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費することをいいます。）の奨励を含め必要な施策を講じます。

(近隣市町村との連携と交流)

第34条 行政及び市議会は、広域的な課題の解決を図るため、積極的に近隣市町村と連携し、情報共有と交流を進めるとともに、市民サービスの向上を図り、地域全体の発展に努めます。

(国及び県との連携)

第35条 行政及び市議会は、国及び県との共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力して連携に努めます。

(国際交流と連携)

第36条 行政及び市議会は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携及び交流を推進するとともに、市民による公共的な国際活動などを支援します。

(条例の見直しと検討)

第37条 行政及び市議会は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。

2 (略)

(活力ある豊かなまちづくり)

第33条 市は、市民の協力を得て、市民生活の基盤である地域企業、地場産業や地域に根ざす利便性の高い商業の発展を含め産業振興に必要な施策を講じます。

2 市は、市民の協力を得て、地域農業振興のため地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費することをいいます。）の奨励を含め必要な施策を講じます。

(近隣市町村との連携と交流)

第34条 市は、広域的な課題の解決を図るため、積極的に近隣市町村と連携し、情報共有と交流を進めるとともに、市民サービスの向上を図り、地域全体の発展に努めます。

(国及び県との連携)

第35条 市は、国及び県との共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力して連携に努めます。

(国際交流と連携)

第36条 市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携及び交流を推進するとともに、市民による公共的な国際活動などを支援します。

(条例の見直しと検討)

第37条 市は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。

2 (略)

※下線は変更部分

●改正時期

改正後の条例は令和元年6月29日から施行しました。